

## 決 議

(平成17年5月19日 於 通常総会)

平成16年度のわが国経済は設備投資と輸出の増加により、民間主導の緩やかな回復が続いた。そのような情勢下にあつて、当工業会において取り纏めた平成16年度産業機械の受注は、内外需合計では、5兆1,669億円、対前年度比6.1%増となった。

平成17年度見通しについては、海外需要が引続き堅調であり、国内企業の設備投資意欲も持続すると見て、内外需合計では、前年度比1.5%増を見込んでいる。しかしながら、公共投資の大幅減や個人消費に対する停滞観、企業収益を圧迫する原材料の高騰などがあり、また、アジア諸国との歴史観の相違による政治問題の経済への影響等の不安要因を抱える。

景気回復の動きをより確実なものとするには、公共投資を経済波及効果の大きい事業に重点を絞って実施するとともに、構造改革を推し進め、産業競争力の一層の強化が図られなければならない。

特に、わが国経済の基盤を構築し、発展を支えてきた「ものづくり」を一層強固なものとし、産業競争力を確保するためには、人材の育成・強化を積極的に取り組む企業姿勢が求められる。また、製造業は収益力を高めていくため、研究開発の強化や財務体質の改善と同時に、産業事故の未然防止や環境保全・人権への配慮等、企業を巡るあらゆるステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくことが必要であると考えられる。

よつて、当工業会は政策当局に対し、わが国産業の再生・強化に向け以下の施策を講じて頂くよう要望する。また、後段 において、産業機械工業の発展のため業界としてなすべき事項を申し述べ、実施・推進していくことを決意する。

### ．政策当局への要望

#### 1 ． 景気対策

- (1) 今後一層の成長にはインフラの整備が不可欠であり、中核となる公共投資は、都市再生のための諸施設の整備、循環型社会に向けた環境設備の充実、大量輸送システム構築による物流システムの効率化等経済波及効果の大きい事業に重点を置くべきである。

- ( 2 ) 景気の本格的回復実現には、構造改革の一層の推進と共に好調な輸出の維持と消費の拡大、設備投資増加基調の持続等による好循環の形成が必要である。その為、為替相場の適正水準維持のための措置を引続き堅持し、日銀による金融緩和策を継続すべきである。また、企業の設備投資意欲を高めるため税額控除、特別償却、法定耐用年数の見直し等税制面でのインセンティブを一層拡充すべきである。
- ( 3 ) 景気の自律回復に向け個人消費や住宅投資の拡大を図るため、税制の抜本的見直しと公的年金等の社会保障制度の改革を強力に推進し、国民の将来不安を払拭すべきである。
- ( 4 ) エネルギーの安定的供給に不可欠で温暖化対策に有効な原子力発電等の電力インフラへの投資は、経済的波及効果も大きいと思われるので、安全確保を図りつつ継続的な実施を促すための施策を講じるべきである。
- ( 5 ) 環境・エネルギー、IT、バイオ、ナノテクノロジー・材料等の 21 世紀における有望分野の研究開発に対しては、事業化・市場化を促進するため、補助金及び税制面からの支援策を拡大、強化すべきである。

## 2 . 製造業の競争力強化対策

- ( 1 ) 最近の原材料の需給逼迫とそれに伴う急激な高騰は、製造業において安定した原材料の手当を困難にさせているので、原材料供給の円滑化に向け適切な政策運営を行うべきである。
- ( 2 ) 企業の新事業への進出等に際して、人材のミスマッチ解消のための人の流動化が必要である。雇用、派遣に関する制限、規制を廃止し、(原則自由とする)例外について規制を設ける等人材の流動化に向けた雇用制度を導入すべきである。
- ( 3 ) ものづくり産業を支える技術伝承を図るため、資格制度(例えばマイスター制度のような国家資格)の創設を講じるべきである。
- ( 4 ) グループ企業における信託を用いた知的財産の集中管理・活用が的確に実施できるよう関連諸制度を整備すべきである。
- ( 5 ) 民間では十分とはいかない分野の研究開発或いは分野や行政が多岐に亘る場合の研究開発について、補助金の拡充、金融支援措置など一層の支援を行うべきである(例えば、新交通システム、静脈物流、バイオマス、土壌、河川、海洋汚染除去及び廃棄物処理技術等)。
- ( 6 ) 企業の新規事業創出に生かせる国立大学や公的研究機関の研究成果の公開及び産官学の研究交流の継続性を確保する等の支援策を強化すべきである。
- ( 7 ) 燃料電池等の新エネルギー導入に関わる規制(建設、貯蔵、輸送等)の緩和、許認可手続きの簡素化をすべきである。

### 3. 企業の海外活動・ビジネス促進対策

- (1) わが国の ODA のタイド化を図るべきである。また、アンタイド資金協力や国際機関からの資金供与によるインフラ整備プロジェクトについて、政府のトップセールスを行うことが必要である。
- (2) 国際標準化については、欧州に主導権を握られているが、今後は、わが国が国際機関において新規提案を積極的に行い、政府としてもわが国に不利な認証・規格化が行われないよう適確な活動を戦略的に行っていく必要がある。
- (3) 海外における模倣品問題等知的財産権の侵害に関し、当該国政府に対し知的財産権の保護、侵害を防止するルール等の整備・徹底を引続き要請し、公正な競争を促すべきである。
- (4) 米国、中国等のアンチダンピング規制の運用ルールが不明確であり、不利益を被ることのないよう、ルールの明確化を当該国に強く要求すべきである。

### 4. 環境保全対策

- (1) 環境負荷軽減に寄与する環境技術、環境装置、産業機器の導入を支援する制度やエネルギー分野における「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 法）」のように導入の義務化など環境保全に資する施策を総合的に検討すべきである。
- (2) 省エネルギー化や新エネルギー及び廃棄物再生品の利用を阻害する規制は撤廃或いは緩和すべきであり、特に、国、地方自治体においては溶融スラグである“エコスラグ”の利用、普及の促進を積極的に行うべきである。
- (3) 京都議定書によるクリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（JI）の手法は、相手国との合意交渉等で政府の支援が不可欠であり、現状では国の支援策は規模が小さく、各省庁に担当部局が存在する等効率が悪い。省庁間で専門機関を創設する等の支援体制の確立が必要である。
- (4) 運輸部門での温暖化対策として、即効性があり、CO<sub>2</sub>削減効果が高いと考えられるモーダルシフトの導入・普及を積極的に推進すべきである。
- (5) 環境保全技術を発展途上国に移転・普及させるための手段として、PR 活動や展示会等は重要である。政府機関等による支援を一層充実させるべきである。

### ・当業界の為すべき事項（決意）

#### 1. 産業競争力強化に資する業界体制の整備と企業の活性化

- (1) 廃棄物の再生利用や新エネルギーの利用普及等、環境負荷の軽減に

寄与する新規成長分野の開拓に努める。特に、エコスラッグの普及を促進するための JIS 化の推進及びネットワークの構築を図る。

- ( 2 ) 技術革新による新製造方法、新製造機械の開発を促進し、需要者のコスト競争力強化に努める。
- ( 3 ) 各種産業機械の標準化（再利用、再資源化、安全等を含む）・安全性の確保及び向上・省エネルギー化を推進する。
- ( 4 ) 産業振興に寄与する対策を検討し、取り纏めた上で政策当局に提言していく。

## 2 . 国際協力・国際交流の推進

- ( 1 ) 経済産業省主催の海外貿易会議（産業機械）の幹事団体として種々協力をする。
- ( 2 ) 海外駐在員等を通じて、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- ( 3 ) アジア諸国における環境保全に貢献するため、現地メーカーや団体等と環境保全に関する技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- ( 4 ) 海外の同業種団体等との情報・技術の交流を推進する。

## 3 . 環境問題への対応

- ( 1 ) 「産業機械工業の環境自主行動計画」「有害大気汚染物質の自主管理計画」に掲げる目標・対応策を着実に実行する。また、「産業機械工業の環境グランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実及び「省エネ対策事例集」の提供を行う。
- ( 2 ) 地球温暖化問題の解決、廃棄物の排出削減、再利用、再資源化のための革新的技術の開発に努め、その PR・普及のための各種活動を推進する。
- ( 3 ) 環境装置に関する更なる新技術及び装置の開発・普及を促進するため、国内外での展示会、フォーラム等各種事業に参画する。
- ( 4 ) ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）手法による産業機械の環境負荷低減化に関する調査研究を進める。

## 4 . その他

- ( 1 ) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取り纏める。
- ( 2 ) 情報通信技術・製品・システムを積極的に導入するとともに、資材調達、生産、販売及び物流等の改善の推進に活用する。
- ( 3 ) 情報発信手段として当工業会ホームページの充実を図り、業界活動を広く紹介する。

以 上